

平成 27 年度 法学既修者コース B 日程 公法系科目出題意図及び採点講評

問題 1

【出題意図】 統治行為論について、その代表的判例とセットで理解できているかを問うものである。肯定論か否定論かのいずれを結論とするかは、基本的に得点に影響せず、その説得力による。本論点は、この分野での事例問題に対応する際に必須の論点であり、既修者コースの入学者であれば十分な理解が必要である。難問とは思わないが、一定程度の理解には一定程度の点数を与えるものとする。

【採点講評】 砂川事件の事案をきちんと説明した答えは 1 枚だけ。この答えは非常に優秀であった。だが、あとは基本中の基本の判例を十分知らない者と言ってよい。統治行為論の説明がおよそ不適切な者もあり、総じて出来がよくなかった。

問題 2

【出題意図】 広島市暴走族追放条例事件（最大判平成 19 年 9 月 18 日刑集 61 巻 6 号 601 頁）を素材に、精神的自由の優越的地位、文面審査について展開することを求めるものである。設問は、法曹志望者に対し、ある主張の根拠となる学説等を選択的に主張することを要求するものであるが、その中でも、この法文を見れば、過度に広汎性ゆえ無効の法理、曖昧・漠然性ゆえ無効の法理（明確性の基準）などを主張することを望むものである。

【採点講評】 表現の自由、もしくは集会・結社の自由を制限する事案であること、適正手続違反であることなどの指摘は、殆どの答案で見られた。ただし、掘り下げが十分であったとは言えない者が多い。憲法学習のやり直しが必要な者が殆どである。

問題 3

【出題意図】 行政法総論の中心である行政行為の効力についての基本的な理解を問うものである。条文と合わせて基本的な理解が身につけていけば、解くのは容易であろう。

【採点講評】 行政行為の効力という、極めて基本的な出題であったが、総じて出来は悪かった。行政行為の公定力は、取消訴訟の排他的管轄とも呼ばれ、行政庁が職権で取り消すまで、あるいは訴訟で取り消されるまでは、瑕疵ある行政行為も一応有効なものとして扱われるという、行政法学の基本中の基本である。行政行為の不可変更力とは、紛争裁断型の行政行為に認められる効力で、その行政行為を信頼して新たに法関係に入った者を保護する意味で認められる。行政行為の不可争力は、取消訴訟に出訴期間があることの裏返しで、出訴期間を過ぎれば、瑕疵ある行政行為といえども最早争うことはできないという効力である。

これらが理解できていない状態で既修者認定試験を受けるというのは、かなり準備不足だと思ってほしい。入試は総合評価なので、他科目の出来によっては合格することもある

と思われるが、司法試験では1科目でも点数が悪いとそれだけで不合格である。今後の勉強姿勢を改めることを期待したい。